

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公告を行います。

2022年2月22日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健

調達管理番号	
調達件名	2022-2024年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2022年6月17日～2023年3月3日（予定） （特段の問題がない限り、2023年度、2024年度も単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2022年3月8日 16:00
契約担当部署	筑波センター 研修業務課 秋山 幸代 電話番号：029-838-1744 メールアドレス：Akiyama.Sachiyo@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程

	<p>(平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報(法人、個人、団体名(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様)を含む)の公表に同意したものとみなします。  機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。  「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>

以 上

2022-2024 年度課題別研修  
「中南米地域 生活改善アプローチ  
持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農村開発分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、生活改善アプローチを通じた持続的農村開発に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去連続して農村開発分野における JICA 筑波所管の研修事業を受注し、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。

その中でも、中南米における生活改善関連課題別研修において、2013 年度～2015 年度、2016 年度～2018 年度（年 2 回実施）、2019 年度～2021 年度及びフォローアップセミナー等を受注しています。また、スペイン語能力、当該分野での知見と経験、さらに、主要な研修視察先として想定する元生活改良普及員、当研修に参加した帰国研修員、等とのネットワークや連携実績を有しています。

これらの実績から、本業務において、中南米地域の実状に合わせた研修プログラムの提案、適切なコースリーダーの配置、講師（内部講師や優良事例を持つ帰国研修員を含む）・視察先の選定、研修員に対する的確な助言や指導を行うことができると考えられます。

特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2024 年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」に係る研修委託契約
  - (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
  - (3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 7 月中旬～2023 年 1 月 31 日（予定）
  - (4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 6 月 17 日～2023 年 3 月 3 日（予定）
- ※2023 年度、2024 年度の実施時期は受注者と調整の上で決定する（単年度契約）。

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※2022年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大等の世界情勢により、本邦に参加者が来日する形での研修実施が困難であるため、遠隔研修を実施します。2023年度・2024年度については、研修員が来日する前に遠隔研修を実施し、その後に研修員が来日して本邦研修、本邦研修後に在外補完研修を実施する（合計6週間程度）ことを前提としますが、今後の状況によっては遠隔研修とする可能性もあります。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を

図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2024年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 技術力に関する要件  
本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4サイズ、1～2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）
- 3) 業務執行体制に関する要件  
業務を統括するための業務総括者（スペイン語で研修員への指導及び帰国研修員との業務に係る調整ができる者）を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。  
過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。
- 4) 本研修委託業務契約は、2022年度～2024年度までに実施する計3回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約書については、3回に分割して締結し、毎年6月頃から翌年3月頃まで（予定）を契約履行期間とする。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとするが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議する。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年3月8日（火）午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1119 担当：秋山 幸代
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送（郵送の場合は

		書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年3月11日(金)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	上記(1)提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は書留としてください。)
	請求締切日	2022年3月18日(金)
	回答予定日	2022年3月25日(金)
	回答方法	電子メール

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】202X-202X年度課題別研修「○○○」コース研修委託業務として下さい。

宛先電子メールアドレス：[tbicttp@jica.go.jp](mailto:tbicttp@jica.go.jp)/ [Akiyama.Sachiyo@jica.go.jp](mailto:Akiyama.Sachiyo@jica.go.jp)

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf)

◇別添 押印を省略する場合の様式例

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf)

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回あたりのメールの容量が 4 メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

2022-2024年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ  
持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」  
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022年度に係るものである。2023年度、2024年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」
- (2) 技術研修期間（予定）
  - 事前プログラム 2022年7月中旬～2022年8月15日（月）
  - 遠隔プログラム 2022年8月16日（火）～2022年9月30日（金）
  - 事後プログラム 2022年10月1日（土）～2023年1月31日（火）
- (3) 研修員（予定）
  - 1) 定員：15名（国別上乘せを含む、応募状況・選考過程により増減あり）
  - 2) 研修対象国：ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、コロンビア、パラグアイ、ペルー、エクアドル（国別上乘せ）  
研修対象組織・対象者：農村開発分野において、コミュニティへの普及を担当する中央政府、地方政府、NGO等
  - 3) 研修員資格要件：  
農村開発分野において、コミュニティへの普及事業計画・事業実施等を担当する者（普及員を指導する立場の者が望ましい）  
上記実務経験を3年以上有する者  
大卒又は同等以上の学力を有する者  
年齢が55歳未満の者（30歳以上45歳以下が望ましい）
- (4) 研修使用言語：スペイン語
- (5) 研修の背景・目的：  
JICAは、戦後から日本で実施されてきた生活改善普及事業について、2002年から3年間にわたりそのコンセプトや手法、効果について総合的に検証した。その結果、住民自らが生活上抱える課題を明らかにし、有効資源を活用し、主体的に解決策を考え実行する「生活改善」の考え方や手法は開発途上国にも適

用可能と結論づけられ、それらを「生活改善アプローチ」として整理した。中南米地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい状態が続いており、先住民地域などの貧困農村地域において活力ある農村の振興を図る上で、基礎的かつ重要な開発事業として生活改善普及事業の展開が望まれている。こうしたニーズを受け、JICA 筑波では、生活改善アプローチの開発途上国での推進及び応用を目的に、2005 年度から中米カリブ地域及び南米地域を対象とした研修を実施してきた。

その過程で、中米カリブ地域では、帰国研修員ネットワーク「中米カリブおよびメキシコ参加型農村開発ネットワーク(REDCAM-drp 通称レドカム<sup>1</sup>)」が形成され、積極的な生活改善活動が展開されており、ネットワークは一部法人化もされ、帰国研修員による自立的な活動が継続されている。帰国研修員の活動から、一部政策面・制度面への導入が果たされた国もあり、さらなる生活改善活動成果の可視化や政策面・制度面への適用を目指し、広域生活改善アドバイザーも中米カリブ地域に派遣された。

一方で、生活改善普及事業の広域展開の阻害要因として、「普及員が手法を十分に習得できていないこと」及び、「所属組織の上層部の理解が不十分であること」が明らかになり、2019 年度から 3 年間は、生活改善普及事業の政策・制度や普及手法、生活改善事例を学び、「普及員の育成」と「所属組織内での生活改善アプローチの活用」の促進を目指す研修が実施された。この 3 年間の研修において、研修員の普及手法に係る知見は深まり、帰国研修員による生活改善実践例も報告されているが、対象国対象組織に普及手法が定着するには至っておらず、2022 年度から 2024 年度においても、同様な内容での研修を実施する決定に至った。

(6) 案件目標：

所属組織の農村開発計画等において、普及員育成を含む生活改善活用案が承認され、計画が実施・改善される。

(7) 単元目標（アウトプット）：

目標 1：生活改善アプローチの基本的な考え方を理解し、所属組織や対象地域等の課題が抽出される。（インセプションレポート作成）

目標 2：日本の生活改善普及事業の政策や制度、実施体制について理解する。

目標 3：生活改善アプローチの普及手法を習得し、普及員育成制度の構築を検討する。

目標 4：生活改善による成果を可視化し、理念、理論、手法、効果を論理的に説明する手法を習得する。

---

<sup>1</sup> 帰国研修員が形成した「中米カリブおよびメキシコ参加型農村開発ネットワーク」を意味する西語標記の頭文字をとって、通称 REDCAM（レドカム）と呼ぶ。

目標 5：日本や中南米地域複数国の帰国研修員による生活改善実践事例、持続的活動の要因について理解を深め、自国の所属機関における生活改善事業のプロファイルを検討する。

目標 6：研修の成果として生活改善活用案を作成する。

目標 7：生活改善活用案の取組結果を報告書で提出し、有識者等と協議のうえ改善する。(事後プログラム)

## (8) 研修実施方法

2022 年度は、オンラインを活用した遠隔研修を実施する。2023 年度、2024 年度については、情勢を確認し、遠隔研修・本邦研修及び在外補完研修の実施を前提としつつ、適切な研修方法を協議の上決定する。

なお、遠隔研修では、主として「Web Based Training」<sup>2</sup>の手法を効果的に使って実施する。オンラインでの質問票や学習内容レポート等、進捗管理や知見の共有をする方策も取り入れる。

また、教材については、研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことも念頭に置き、研修員が自己学習しやすい教材とし、またその作成方法や自己学習の進捗管理方法についても工夫する。なお、研修員へ教材を共有するためのプラットフォームは JICA VAN、Zoom、YouTube 等を想定している。

## (9) 研修構成プログラム

### 1) 事前プログラム

- ① 事前課題：学習レポート及びインセプションレポート内容を分析し、改善点を指導する。
- ② 遠隔研修実施方法説明会：接続テストを含め、遠隔研修実施方法や遠隔ツールを具体的に説明・使用方法を指導する。
- ③ 日本文化・日本農村文化紹介：チームビルディングとして、また、生活改善アプローチの理解に欠かせない日本文化・日本農村文化について紹介する。

### 2) 遠隔プログラム

- ① 講義：  
テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また、JICA の有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。
- ② 演習・実験／実習：  
講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、研修後の実

---

<sup>2</sup> 基礎的な理論や知識について、テキスト・レジュメ、視聴覚教材等の教材を準備の上、オンライン上にて研修員に共有し、各研修員が自国で自己学習を行う手法。

務により役立つことを目指す。

- ③ 教材：  
遠隔研修で活用できる教材（録画映像教材を含む）を準備する。
- ④ 見学：  
録画教材を準備し、教材により得られた知見及び関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。  
生活改善活動の経験者と Zoom 等で意見交換できるよう工夫する。
- ⑤ レポート作成・発表：  
各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修後の問題解決能力を高めるように配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるよう努める。

### 3) 事後プログラム

- ① 遠隔プログラム後に、研修員は研修員所属機関・関係機関に対し研修成果を共有し、共有結果や現地での活動進捗をファイナルレポートとして取りまとめ、JICAに提出する。
- ② 有識者にファイナルレポートを共有し、WEB 会議等を通じて有識者と協議し、更なる活動展開に役立てる。

### 4) 研修付帯プログラム（JICA が実施するプログラム）

- ③ 集合ブリーフィング（0.5 日）（2022 年度は遠隔研修のため実施しない）  
来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。
- ④ プログラムオリエンテーション（0.5 日）  
技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。
- ⑤ 評価会・閉講式（0.5 日）  
研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。  
また評価会実施後に、オンラインにて閉講式を実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2022 年 6 月 17 日～2023 年 3 月 3 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。）

### (2) 業務の概要

対象研修員に対し、研修目標達成のために、生活改善アプローチ及びその普及手法について理解し、日本や中南米の事例を紹介し、各研修員が自国での

活用案を作成し実践を試みるよう指導する。また、実践結果の報告を受け、活動の改善方法等を助言する。

(3) 各プログラムのける業務内容は以下の通り

1) 事前プログラム

① 研修実施全般に関する事項

- a 研修実施内容・送付資料等への提言
- b 学習レポート・インセプションレポートの内容の分析
- c 同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・改善指導
- d 遠隔研修実施方法、遠隔研修実施ツールについての説明
- e チームビルディングのための研修員自己業務説明
- f チームビルディングのための、また、生活改善アプローチの理解に欠かせない日本文化紹介・日本農村文化紹介

2) 遠隔プログラム

① 研修実施全般に関する事項

- a 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- b 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- c コース評価要領の作成
- d 研修員選考会への出席
- e JICA 筑波、その他関係機関との連絡・調整
- f 研修監理員との調整・確認
- g コースオリエンテーションの実施
- h 研修の運営管理とモニタリング
- i 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- j 各種発表会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布等を含む）
- k 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- l 研修員からの技術的質問への回答
- m 評価会への出席、実施補佐
- n 閉講式への出席、実施補佐
- o 反省会への出席
- p 講義、演習、見学の評価・分析
- q 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- r その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- s JICA 筑波への講義テキスト提出
- t 上記を遠隔で実施するための準備、実施

② 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- a 具体的な講義・討議・演習計画の作成、およびその実施
  - b 講師・実習先の選定・確保（優良事例を持つ帰国研修員の講師選定を含む）
  - c 講師への講義依頼文書等の発出
  - d 講義室及び使用資機材の確認・手配
  - e 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
  - f 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
  - g 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
  - h 講義等実施時の講師への対応
  - i 講師謝金の支払い
  - j 講師への旅費及び交通費の支払い
  - k 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付
- ③ 見学の実施に関する事項（遠隔研修における見学先の映像教材準備等に関連する）
- a 見学先の選定・確保と見学依頼文書の作成・送付
  - b 見学謝金等の支払い
  - c 見学先への礼状の作成と送付
- 3) 事後プログラム
- ① 研修実施全般に関する事項
- a ファイナルレポート様式作成
  - b ファイナルレポート作成のための帰国研修員との連絡調整・助言指導等
  - c ファイナルレポート取付けのための帰国研修員への連絡
  - d ファイナルレポート内容の分析、及び同レポート精度向上のための帰国研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
  - e ファイナルレポート内容のまとめ（一覧表の作成）
  - f ファイナルレポート活動内容や相談事項への助言をする講師の選定・確保
  - g 同講師への依頼文書の発出・連絡調整
  - h WEB 会議等プログラム策定及び司会進行
  - i 帰国後の活動に係る助言やコメントの帰国研修員へのフィードバック
  - j 講師謝金・旅費・交通費の支払い
  - k 講師（あるいは所属先）への礼状の作成・送付
  - l 事後プログラム実施結果の評価・分析と改善策の検討
  - m 業務完了報告書、経費精算報告書の作成
  - n 帰国研修員活動状況・各国セクター状況の概要把握および報告

#### （4）研修実施上の工夫

当研修は帰国研修員による自国での生活改善活動が活発であり、日本の生活改善の事例のみならず、帰国研修員の事例を研修員に紹介し意見交換すると共に、帰国研修員にも刺激となり帰国研修員の今後の活動に裨益するような工夫をす

ることが重要である。

(5) 本業務に係る報告書の提出

2022年度本業務実施分の報告書として、業務進捗報告書及び経費進捗報告書、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

プログラム	提出書類	提出期限（予定）
事前プログラム 遠隔プログラム	業務進捗報告書 経費進捗報告書	2022年11月30日
事後プログラム	業務完了報告書 経費精算報告書	2023年2月13日

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとします。
- (3) 映像教材の作成は受託者（再委託可）とします。その費用は見積に含めること。再委託の場合は遠隔研修経費に積算し、業務従事者が行う場合は業務人件費に積算すること。
- (4) 本業務概要は予定段階のものであるため、詳細については変更となる可能性があります。

以上

2022年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2022-2024 年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

- 1 全省庁統一資格（令和01・02・03年度全省庁統一資格）  
登録番号：
- 2 法人概要  
※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）
- 3 応募要件
  - (1) 基本的要件：  
※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。  
※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。
  - (2) その他の要件：  
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上